

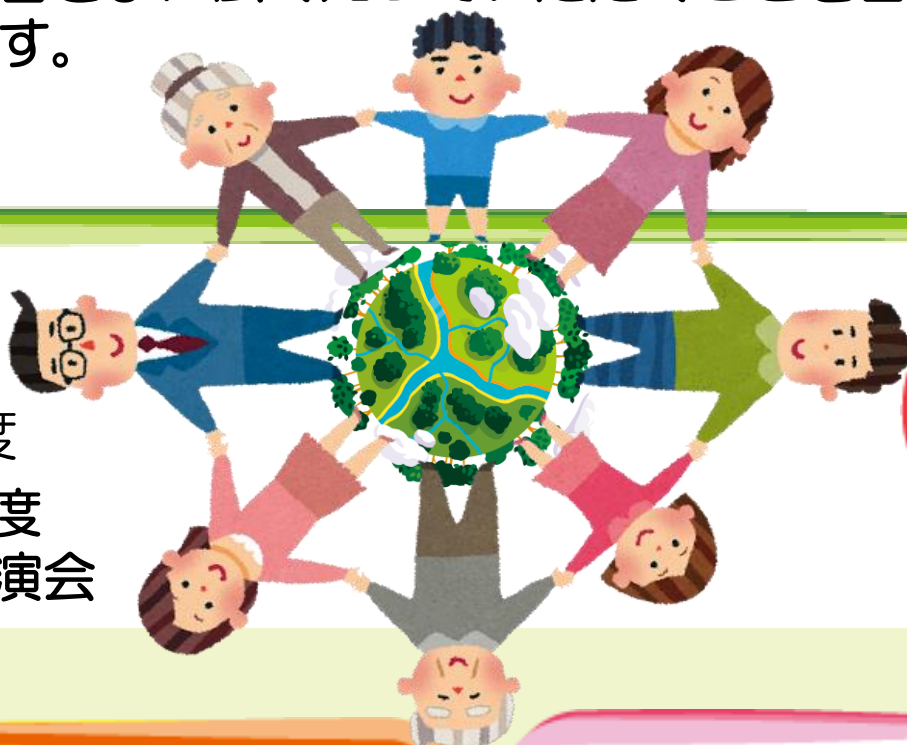
「成年後見制度」の話をしよう ～自分のことを、自分で決めるために～



成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等のために判断能力が十分ではない方が、契約をしたり財産管理をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないように支援することにより、「本人が安心して生活する権利」をまもる制度です。

この講演会は、成年後見制度の基礎的な知識について、市民・町民の皆さまに広く知っていただくことを目的として開催いたします。

平成
29 年度
成年後見制度
普及啓発講演会



参加費
無料

日時 ▶ 平成29年8月5日 土

13:30～16:30

会場 ▶ 旭川市大雪
クリスタルホール
大会議室

(旭川市神楽3条7丁目1)

定員 ▶ 150名様

お問合せ・お申込み

旭川成年後見支援センター

〒070-0035 旭川市5条通4丁目
旭川市ときわ市民ホール1階

TEL: 0166-23-1003

FAX: 0166-23-1118

MAIL: kouken@north.hokkai.net

締切: 平成29年7月31日(月)

お電話、FAX(裏面)または
メールにてお申込みください。

第1部

講演

13:40～14:40

成年後見制度の概要

～法テラスの利用事例を通して～

講師

北越 一成 氏

(日本司法支援センター 法テラス旭川)



第2部

パネル ディスカッション

14:50～16:20

成年後見制度を活用した事例

北越 一成 氏

(旭川弁護士会 高齢者・障がい者の権利委員会)

上村 修一郎氏

(（公社）成年後見センター・リーガルサポート旭川支部)

福島 将恭 氏

(（公社）北海道社会福祉士会道北地区支部ぱあとなあ道北)

実践報告者

コーディネーター

万字 達 氏

(日本司法支援センター 法テラス旭川)

主催 旭川成年後見支援センター、
旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町



平成29年度「成年後見制度普及啓発講演会」 参加申込書

FAX: 0166-23-1118

お名前	お住いの地域	お電話番号
	旭川・鷹栖・東神楽・当麻 比布・愛別・上川・東川・美瑛	
	旭川・鷹栖・東神楽・当麻 比布・愛別・上川・東川・美瑛	
	旭川・鷹栖・東神楽・当麻 比布・愛別・上川・東川・美瑛	

※ご参加にあたり、お身体がご不自由な方などお手伝いが必要な方は
お申込みの際、事務局までご連絡ください。